

入札参加資格の「地域要件の設定基準」の緩和について

制限付一般競争入札において、入札参加資格を市内事業者に限定する「地域（所在地）要件の設定基準」を緩和し、地元企業への優先発注を進めます。

地元企業への優先発注を拡大する取組みについて

地元企業の受注機会を拡大するため、「一般競争入札参加資格のガイドライン」を改正し、入札参加資格に地域要件【所在地：市内業者であること】を設定する基準を緩和します。

現 行 応札可能な市内事業者が 20 社以上の場合



変更後 応札可能な市内事業者が 10 社以上の場合

- 10 社に満たない場合であっても、市内事業者の技術的な育成等、特に必要があると認められる場合は、市内事業者に限定した一般競争入札を実施することがあります。
- 応札可能な市内事業者が 10 社以上ある場合であっても、技術的な難度など、個別の工事等の特性に応じて【所在地：問わず】で告示することがありますので、入札の際は各発注案件の告示別表を必ずご確認ください。

改正後の【一般競争入札参加資格のガイドライン】

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/documents/02ippanguido.pdf>

お問い合わせ先：札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係 電話 011-211-2442